

確定申告の相談会場が変わります！

所得税・消費税（個人）の申告相談会場が、平成18年から下記の会場に変更となります。

新会場	開設期間
アステホール（川西市栄町25－1 アステ川西6階）	平成18年2月7日（火） ～同年3月10日（金）
伊丹市立産業・情報センター （伊丹市宮ノ前2－2－2 伊丹商工プラザ）	平成18年1月23日（月） ～同年3月15日（水）

※平成18年からは確定申告期間中、伊丹税務署・日生公民館・川西市役所・伊丹市役所での申告相談は行いませんのでご注意ください。
※土地や株式などを売却した所得、贈与税のご相談は「伊丹市立産業・情報センター」で行います。

説明会・相談会の日程

● 源泉所得税年末調整説明会 ●

伊丹税務署では、個人事業者および会社の給与事務担当者を対象に、次のとおり源泉所得税の年末調整説明会を開催します。

と き	と ころ
11月28日（月） 午後2時～同4時	いたみホール 伊丹市宮ノ前1－1－3
11月29日（火） 午後2時～同4時	みつなかホール 川西市小花2－7－2

※会場には駐車場がありませんので、電車・バスなどの公共交通機関をご利用ください。

● 決算説明会・消費税個別相談会 ●

と き 12月1日（木）午後1時30分～同3時＝決算説明会、午後3時～同4時＝消費税個別相談会
と ころ 生涯学習センター（中央公民館）
対 象 個人事業者
持 参 筆記用具、電卓など、個別相談希望の方は相談内容に応じて昨年の決算書など。
変更点 決算書などの諸用紙は例年11月ごろ税務署から送付していましたが、今回から1月下旬に確定申告書と一緒に送付します。

上記の問い合わせは、伊丹税務署（ 779－6121）へ。

11月11日～同17日は 税を考える週間

「少子・高齢社会と税」をテーマとして、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）で税情報を提供するほか、町内の小学生の皆さんが作成した「税に関する書道・ポスター展」を次のとおり開催します。

国や地方を支える「税」について、ぜひこの機会に考えてみましょう。
と き 11月11日（金）～17日（木）
と ころ ジャスコ猪名川店3階
問い合わせは、伊丹税務署（ 779－6121）へ。

● 個人事業税の納税 ●

個人事業税は、所得税、住民税とは別に個人で事業を行う方にかかる県税です。第2期分の納期限は、11月30日です。最寄りの銀行・郵便局などの金融機関で納めましょう。なお、納税通知書は11月10日に発送します。問い合わせは、阪神北県民局直税課個人担当（ 783－1231内線343）へ。

現地確認の結果、5施設にアスベストを含む恐れのある吹付け材の使用が確認されましたので、アスベスト含有調査を実施しました。

調査の結果、別表3のとおり5施設のうち4施設については、ロックウール（岩綿）で、アスベストは使用されていませんでした。しかし、社会福祉会館の大ホール天井裏および倉庫に使用されている吹付け材にアスベストの一種である青石綿が22・3％含まれ

別表1 社会福祉会館の浮遊調査結果（f／％）		
室名	測定値	吹付け材
ホール入り口	0.9	青石綿
ホール	0.4	
ステージ	0.1	
放送室	0.4	
倉庫	0.4	

別表2 石綿に関する基準値 (f/%)		
法令	基準値	備 考
大気汚染防止法	10	大気汚染防止法 施行規則16条の2

別表3 現状と調査結果

施設名	調査箇所	吹付面積	現状など	調査結果	
				石綿濃度	吹付け材
社会福祉会館（S46年竣工）	大ホールの大ホール天井裏および倉庫	46㎡ 長さ23m 幅1m2列	倉庫部分の吹付け材は露出しているが、大ホールは天井で覆われている。いずれも固着状況は良好で飛散する可能性は少ない。	22.3%	青石綿
猪名川霊照苑（火葬場）（S54年竣工）	火葬場機械室内の壁・天井	230㎡ （壁部分161.7㎡ 天井部分68.3㎡）	壁・天井にロックウール材による吹付け施工されているが、現行法体系による対策は必要ない。	不検出	ロックウール
本庁舎（S54年竣工）	議場控室の天井裏	鉄骨部分57.6㎡ 長さ12.8m 約1本当り11.52㎡ 約5本分	議場控室天井裏の鉄筋部分にロックウール材による吹付け施工されているが、現行法体系による対策は必要ない。		
中谷中学校（柔剣道場）（H元年竣工）	柔剣道場の天井裏 H桁・屋根組柱・桁部分	35㎡ 柱部分14㎡ 梁部分21㎡	天井裏の柱・梁にロックウール材による吹付け施工されているが、現行法体系による対策は必要ない。		
上下水道部・伏見台低区配水池・若葉加圧ポンプ場・白金低区配水池	ポンプ室内の壁、天井	伏見台300㎡ 若葉200㎡ 白金150㎡	ポンプ室内の壁・天井にロックウール材による吹付け施工されているが、現行法体系による対策は必要ない。		



「火災警報器の設置の義務化」と
公的機関をかたる業者にご用心

って訪問しているようです。消防署や役場などの公的機関では火災警報器の設置や火器などの販売をすることはありません。公的機関を思わせるような服装や言葉に惑わされず訪問者（販売員）の身元をしっかりと確認しましょう。

住宅用火災警報器は、今後ホームセンターなどで容易に購入できる予定で、市場価格は1個数千円位からあり、個人でも簡単に取り付け可能なものもあります。

業者に設置を依頼する場合は事前に見積もりを取り工事内容をよく確認しましょう。また、火災報知器の点検は個人でも容易に行うことができますので、点検業者に依頼しなればできない作業ではありません。

設置の義務化を契機として不適切な価格（市場価格を超える高額な価格）による販売を行う業者に注意しましょう。

訪問販売で契約した場合は一定期間内であれば設置後でも無条件で契約解除できる権利（クーリング・オフ制度）があります。

住宅用火災警報器に関する個人からの一般的な相談窓口として（販売、取付・取扱い・点検の方法、機能などに関すること）財団法人日本消防設備安全センターにおいて、「住宅用火災警報器相談室0120・565・911（フリーダイヤル）月曜日から金曜日午前9時～午後5時」も、開設されています。疑問な点は、消費生活相談コーナー（766・1111）へ。